

指定管理者候補者選定基準表：新座市放課後児童保育室（西堀放課後児童保育室外8室）

必須要件	審査内容	判定
	・法令等が遵守されているか ・仕様書に適合した事業計画となっているか	<input checked="" type="radio"/> 適 <input type="radio"/> 否

*必須要件について、個々の委員の判定に基づき協議した結果、委員の総意において「否」と判断した場合は、失格とし以下の採点は実施しない。

選定項目	審査項目	審査内容	配点	採点
1	施設の設置目的に沿った管理 (条例第2条第4項第1号)	保育室の設置目的を理解しているか	3	
		利用者が児童であることに配慮した管理運営内容か	3	
	申請団体の経営理念・経営方針	保育室の設置目的との整合性があるか	3	
		経営理念・経営方針を保育室運営に反映できるか	3	
	個人情報の取扱い	保育室が保有する個人情報への取扱いは適切か	3	
	情報公開の取扱い	保有情報の公開に対する措置が講じられているか	3	
	利用者の要望の把握・苦情処理体制	利用者からの意見・要望を把握し、対応する体制が整備されているか	3	
	公の施設としての施設運営	公平かつ安全な運営に配慮しているか	3	
		遵守すべき関係法令等を理解しているか	3	
		提案している事業内容は的確か	3	
小計			30	24.45
2	利用サービスの向上 (条例第2条第4項第2号)	サービス向上のための方策を具体的に現実的に提案しており、創意工夫が認められるか	5	
		保育室の設置目的を効果的に達成する事業内容となっているか	5	
	魅力的な提案	地域との連携等、管理運営を向上させるための提案があるか	5	
	施設の維持管理体制	適切な維持管理が見込める体制か	5	
		委託等の方針は適切か	5	
	安全管理体制	日常時の安全管理及び急病等の緊急時対策や防犯、防災等の危機管理体制は適切か	5	
小計			30	25.00
3	経費の縮減額 (条例第2条第4項第4号)	市が設定した基準額(※)と比べて経費が縮減されているか	25	
		経費の縮減に対する工夫	経費縮減の工夫はあるか	
小計			30	29.00
4	管理を安定して行う物的能力及び人的能力 (条例第2条第4項第3号)	積算された経費は事業計画と整合しているか	3	
		収支計画内容に実現性があるか	3	
	安定的な運営	安定的な運営を図れる財務状況か	3	
		適切な経理が見込めるか	3	
	職員体制	組織体制についての事業計画内容は適切か	3	
		職員の勤務体制についての事業計画内容は適切か	3	
		職員の採用、確保についての事業計画内容は適切か	3	
		職員の研修体制についての事業計画内容は適切か	3	
	申請団体の実績	類似施設等の運営実績はあるか	3	
		運営実績は、保育室の管理運営にいかせるものか	3	
小計			30	24.15
合計			120	102.60

(注) 申請者のうち、市で定めた基準点(80点)を上回っていない場合は、指定管理者の候補者には選定しない。

※ 裏面参照

1 必須要件

「法令等が遵守されているか」及び「仕様書に適合した事業計画となっているか」の必須要件について個々の委員の判定に基づき協議した結果、委員の総意において「否」と判断した場合は、指定管理者の候補として選定しないため、1から4までの選定項目に係る採点は実施しない。

2 基準額・評価方法

選定基準表の3「審査項目：経費の縮減額」の点数（配点25点）については、以下のとおりとする。

(1) 基準額

基準額について、将来的に想定される民間事業者を含めた公募を見据え、現在の指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社における令和5年度予算額に賃金の上昇分を加え、次期指定管理期間である5年間分の経費を基本として積算した。

なお、各指定管理者により支援単位数が異なるため、1支援単位当たりの経費を基準額とした。

区 分	金額
採点に当たっての基準額	15,568千円

(2) 経費の縮減額の評価

基準額を15点（基準点）とし、0～25点の範囲で、提案額が基準額を下回る場合は、基準額を1パーセント下回るごとに1点を加点する。逆に、提案額が基準額を上回る場合は、基準額を1パーセント上回るごとに1点を減点する。